

子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する就学前子どもに対する利用者負担額

(単位:円)

各月初日の在籍支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額
住民税等による定義		
	生活保護法による被保護世帯及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0
	住民税非課税世帯又は 市民税所得割額非課税世帯	9,100 (4,500)
階層	第1 所得割課税額が 77,100 円以下の世帯	16,100 (8,000)
	2 77,101 円から 211,200 円以下	20,500 (10,200)
	3 211,201 円以上	25,700 (12,800)

()は小学校3年生までの兄弟がいる場合、第2子の利用者負担額となる。

また、施設等利用中第3子以降は無料となる。

住民税から利用者負担額を算出することとする。

短時間利用者(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号および第3号に規定する就学前子ども)における延長保育料について

時 間 帯	負 担 料 金
午前7時15分から午前8時30分まで	児童一人につき1回 500 円
午後 4 時30分から午後6時15分まで	児童一人につき1回 500 円
午後6時15分から午後7時15分まで	児童一人につき1回 500 円